

【翻訳】

Ch.プティ=デュタイ

『フランス中世都市における誓約団体 コミューン』()

—Ch.Petit-Dutaillis, Les communes françaises. Collection :L'évolution de l'humanité, Edition Albin Michel 1947 et 1970.—

高橋清徳

第2部 第3章 14世紀の危機

第1節 第1期 衰退の諸原因

14世紀の前半は「崩壊」の時期である。諸コミューンの崩壊が急速に、また相次いで生じたので、これが歴史家たちを眩惑した。歴史家たちはこの崩壊がフランスのコミューンの終末であると結論した。しかし、これは誤りである。全体的に見ると、じっさいに起こったのはこの制度の弱体化であったのだ。このことをどのように説明すればいいだろうか。

14世紀はじめを念頭におき、都市人口の大部分をなす小商人、職人、都市居住の耕作者などの精神状態を示そう。この時期に、彼らは、コミューンに組織されることから何を得ていたであろうか。彼らの祖先は、自衛および相互援助のため、また、一定の集団的特権獲得のために、誓約によって相互に結合した。彼らは、コミューン証書を得るために王に毎年多額の貢租を支払うことを約束させられ、この貢租は、都市予算にきわめて重い負担となった。彼らの控え目な利益を保証するだけの特権なら彼らはもっと少ない代償で得られたはずなのだが、彼らが獲得した諸特権は、ほとんど富裕な者たちの利益となっただけで、それ以外の者たちを圧迫し、また、搾取する手段にすらなった。この14世紀のはじめ、イギリス人の侵入および大規模な略奪団の跳梁によって危機的状況に陥る以前には、人々は王権による治安維持に十分な安全を見いだしていた。市民たちが、逆境に立ち向かうため相互に援助を与え合うこと、生きている間の精神的支えと死後の祈りを得ることを欲していたことは確かである。しかし、このような必要のためであれば、中世末の数世紀に設立された無数の兄弟団(コンフレリ)で十分であった。この兄弟団は手工業・商業の集団を含み、かつ、それらに宗教的生命を与えるものであるが、相互援助の結社でもある。

われわれは初期のコミュンが相互援助的性格を持つことを語る文言とまさに同様の文言を、兄弟団の規則のなかにしばしば見いだすことができる。(兄弟団の) 設立者たちは、「われわれの間に、兄弟愛を育むために」(サン・トメール、1344年)、「我らの間に、平和・愛および思いやりを育み、かつ、ともに利益を得るために」(アラス、1364年)、「公のこのために役立つように、同時に、この仲間の利益、結合および和合のために」(ペテューヌ、1150年)として兄弟団を創設した。兄弟団は、コムニオンが減少し始めたまさにその時期に増加している。私としては、ここには同時性(並行現象)以上のものがあり、かつ、兄弟団の活況はコムニオン精神を弱体化する方向に働いたと考えている。心のなかで生じたのは、ちょうど置換のようなものである。

しかし、同業のキリスト教徒を集めていた信心にもとづくこの慈善的兄弟団と並んで、よく考えてみれば、コムニオンの原則にとってこれまた致命的となるもう一つの結合のシステムが発展した。私は同業組合つまり現代の歴史家がコルポラシオンと呼んでいるもののことを言おうとしているのである。この言葉(コルポラシオン)は、ディドロの百科全書およびテュルゴアの論文(メモワール)で用いられて以来普及した言葉で、それ以前のものではない。(中世には、とくにそれが職業的団体である場合、コムニョテ(共同体)、コール・ド・メティエ(同業組合)、コレージュ(団体)、アンス(ハンザ)、ギルド等、またコンフレリ(兄弟団)とすら言われており、われわれはすでに中世の語彙の混乱と多義性を強調しておいたので、このことは読者を驚かすことにはならないだろう。)これらの同業組合(そのうちのある種のもの是非常に古くから存在した)は13世紀に、とりわけちょうどコムニオンが衰退する時期である14、15世紀に飛躍的な発展を示したことを想起しよう。ここでも単なる同時発生が問題なのではない。同業組合は、それらが職業的なものである点では、コムニオンとは基本的に異なるものであった。しかし、それらはその起源、その性格、その特権において奇妙にもコムニオンに類似しており、また、いわばそれと重なりあっている。それらは相互的援助の必要から生まれ、働く者により多くの安全を与え、彼らを外部者の敵意・(権力)濫用・競争から守った。それらは、たいていの場合、平和のうちに生まれるが、ときには激しい闘争ののちに、また領主や教会の意に反して生まれることもあった。それらは、ついには権力から黙示あるいは正式の同意を得る。それらの構成員は、しばしば誓約者と呼ばれた。というのは彼らが内部規則を守る旨の宣誓を行うことを慣習によって義務づけられていたからである。彼らは、親方たちの寡頭支配によって牛耳られていた。この親方たちは自分たちの私的利益のために、組合を運営し

ていた。この親方たちは、この共同体の利害を討議するためとして会議を開き、その会議に職人たちを招集することもあった。この共同体は法的存在となり、通常は法人格をもち、所有することができ、出廷することができ、印璽も持っていた。それらのいくつかは公の秩序に関する特権をもち、都市の防衛および生活行政に参与し、またいくつかの組合は、その構成員に対する裁判権すら要求した（たとえばパリの肉屋）。その特権およびその義務において、それらはすでにコミューンが歩んだ道をたどったのである。

同業組合が、とくにピカルディ地方において市政機構のなかに入り込んだことは驚くにあたらない。全住民がいくつかの職種に分けられている都市がある。ちなみに、金持ち、有閑者といった分類もあり、彼らについて「無為有閑者」(oisifs = otiosi) というカテゴリーすら作られていることもあった。ところで、いくつかの同業組合は、そのいずれも正式にはそういった権限を持ってはいないものの、参審人団に人を送っていた。われわれは、アミアン市では、早くからそうであるのを見るであろう。ここでは大青商人が、全く当然のように、市政役職の候補者として受け入れられている。ポーヴェ市においては、両替商-金銀細工商がそうであった。アミアン市を模範とし、紛争の際にアミアン市を仲裁者としたアブヴィル市では、14世紀はじめには、同業組合の親方たちが「旗組幹事」《maieurs de bannières》の職に就いているのをわれわれは見る。旗組幹事は、パン屋や居酒屋から毛皮商に至るこの都市における16の職業のそれぞれにつき4名、すなわち64名からなっていた。彼らは首長および24名の参審人に協力する。都市の債務を弁済するため、タイユ税を徴収する必要がある場合、「彼らは、タイユ税（の賦課・徴収）を行うのに助言を与えかつ助力する」。彼らは首長の少額の支出も監視し、かつ、(任期を終了して) その職を離れる首長が会計報告を提出する場合も、そうであった。彼らと並んで「大青商幹事」《maieurs de guède》は、手工業犯罪に科する罰金の料率を定め、また、参審人たちの前で、すべての住民が列を作って一人一人が順番に行く「タイユを支払う」という宣誓に立ち会う。ポンティユ地方のリユ市では「旗組幹事」は、1343年に出現する。彼らは参審人によって作成された4名の(候補者)名簿にもとづいて首長を選出する任にあたる。

同業組合の都市行政制度へのこういった組込みは、行政制度を若返らせ、かつ、それを強化することがあった。そしてじっさい、アブヴィル市の市政制度は、フランス革命まで存続することになる。しかし、もし、われわれがコミューンの原則をその根本において、すなわち住民の1集団によって誓約され、かつ証書によって確認された団体と考えれば、同業組合の発展は、コミューンの存続にとって決して有利ではなかった。いくら宣誓して

もそんなものは何の役に立っただろうか。人々は必要があれば、彼の属する職業団体または兄弟団によって援助してもらえることを確信していたのではないか。コミュニオン証書など何の役に立とうか。団体の内部規則で十分ではなかったか。他方、コミュニオン証書を持つ一部の都市においてだけ同業組合の協力が得られたというわけではなかった。コミュニオンを持たない大きな都市、そして王国の首都ですらその行政は同業組合の協力を依拠していたのであった。そして、このことによってますます、コミュニオンを際立たせていた諸特徴が消失した。またこの観点から、コミュニオン都市はその他の優良都市と混同されるに至った。

こうして、コミュニオンの衰退は、社会的発展が生み出した競合者の出現によって不可避となった。コミュニオンは病、すなわち、ゆっくりと進行し、しばらくのちにその影響があらわれるような、さらに、場合によって非常にさまざまな症状を示す病魔に知らず知らずのうちに蝕まれていたのである。

14世紀の前半に、いくつかのコミュニオンが経験した崩壊には、より直接的な諸原因があった。

ポーマノワールがその書を書いた時期には、コミュニオンがおかれた諸条件は悪化し、あるいは、変化していた。王権は金銭の必要にせまられて無理な要求をするようになり、また苛酷になった。コミュニオンの財政は、高等法院が科した重すぎる罰金によって破綻させられた。国王顧問会議の人々および王の代官パイイは何かとコミュニオンに容喙するようになったし、彼らの敵意について語ることは、この時期である。彼らはもはや「未成年」の子供の親切な後見人などではなかったのである。かくして、彼らは、「証書がなければコミュニオンは存在しない」という理論を考え出し、そして、適用する。われわれが先に述べたシェル市の例が唯一ではない。領主達もまた、彼ら自身が王の役人に圧迫されることが多くなるにしたがって、自分達の従属民に対して、いっそう口うるさく、いっそう好意的でなくなった。その結果、裁判をとまなう争いも多くなった。ところで、コミュニオンの代表達は彼らに対立する法律家や王の好意を獲得した訴訟人などにしだいで対抗できなくなった（われわれはその理由については先に述べた）。サン=カンタン市の文書庫に、フィリップ美王（在位 1285-1314）の治下に、この都市の首長および誓約幹部に宛てられたジャン・ド・リブモンという名の聖職者のたいへん興味深い書状が残されている。リブモンは、サン=カンタン市の問題にもはや首をつっこむつもりはない、と言っている。しかし、サン=カンタン市はまもなく紛争にまきこまれる。首長たちはサン=カンタンの諸

教会との争いにおいて、強弁をもって知られたラシャ商人ゴベールを立てて、勝てると思った。これに対してリブモンは「あなた方は強弁やわめきちらしによって勝てると考えているが、決してそうはならない。というのは、あなた方は宮廷の全面的支持を得ている人々を相手にしなければならないからである」と述べているのである。

1391年、王はアングレーム市の百人同輩衆 (Cent Pairs) に対し、他の住民にはかかることなく直接首長を選任することを許可した。というのは「この町の運営に關与するだけの十分な能力のある住民などほとんどいなかった」からである。王の代官セネシャルは、「住民達は素朴な民衆たちで、そういったことに關与するのに十分な賢明さも思慮分別もない」と王に報告していた。百人同輩衆は、この際は外部から王の役人が法学士を招聘する（原則としてふさわしくないとされてきたが）しかないという見解であった。

アブヴィル市には、また明らかに他の多くのコミューンにおいても、読み書きのできない参審人がいた。参審人にふさわしい人物を見つけることは困難だった。このことはいくつかの家門による市政役職の独占の危険を増大させた。こうした困難は、年とともに深刻化するであろう。

無関心がコミューンの絆を少しずつ溶解させた、といっても驚くにあたらない。別の諸原因も援用された。たとえば、少し後のジャン善良王（在位 1350-64）の治世に、百年戦争の災禍がフランスに襲いかかったとき、この戦争は「コミューン運動に不利に働いたにちがいない」という主張がある。しかし、この見解を私は支持することができない。もし、「コミューン運動」がふたたび活力を取り戻す力を残していたとすれば、イギリス人の侵入と大略奪団による被害は、都市的独立の伝統を終了させるどころか「コミューン運動」を活気づけた蓋然性もある。じっさい、ポール・ヴィオレは、防備の仕事を任せられた市民の委員会が、ときには市政体となったこと、とくにロワール川沿の地域において、一部の都市が百年戦争によって時期遅れの解放を成し遂げたことを指摘した。彼は「わが国のいくつかのコミューンは、王フィリップ六世およびジャン善良王の不幸な治世以降のものではないか」ということすら論じた。しかし、ポール・ヴィオレは、1347年の証書（これによって王フィリップ六世はマーコンの市民に彼らの良好な奉仕に報いるため、都市的諸特権を与えた）を引き合いに出しているが、彼は以下のような留保条件が付されている（これは彼のテーゼを否定するものである）ことに注意しなかった。「しかし、この証書によって、彼らが別の団体、コミューン、通常の裁判権を持つべきであり、あるいは持つことになるなどということは、いささかも余の意図するところではない」。戦争は防

備組織の必要性を生み出し、参審人制を持つ都市の数を増大させた。しかし、それが衰退しつつあるコミューン制度に力を復活させることはなかった。戦争に脅かされた地方において（のちにみるように）いくつかの古い軍事的タイプのコミューンがよみがえったが、それは例外にすぎない。要するに、フランスのコミューンは、その誕生から2世紀ののち、各々に程度の差はあれ緩慢に進行する内的病魔に蝕まれていたのであり、コミューンは百年戦争の犠牲者でも、受益者でもなかったのである

第2節 コミューンの解体

いずれにせよ、コミューンの自発的解体が始まるのは、フランス王・イギリス王間の百年戦争以前のことである。コミューンの財政状態が少なくともコミューン自滅の（深い心理的原因ではないが）直接の原因であることがもっとも多い。聖王ルイ（在位 1226-70）は、支配下のコミューンの財政的窮状を看過することができず、立て直そうと試みた。1260年に、35あるいはそれ以上のパリ地域・北東地域に属するコミューン諸都市、王領の諸都市、あるいはノワイヨンやボーヴェのように事実上王の保護に服している司教都市が、その収入・支出を説明することを求められた。

1262年に聖王ルイ（在位 1226-70）は、「フランス」地方およびノルマンディ地方のコミューンに、以後毎年11月17日にその市政役人の交代ののちその会計報告を「会計報告を受理する権限を与えられた王の役人に」提出すべきことを命じた。十字軍、そしてあらゆる代償を払ってもキリスト教徒の間に平和をとという敬虔な夢に熱中して、聖王ルイは諸都市の市政役人に借金の責任を負わせており、また、王権にとっても、王権を支える諸団体にとっても恒常的な赤字の体制が彼の治世のときに始まったことを認識していたとは思われない。1248年から1260年の間に、聖王ルイは十字軍、そしてイギリス王との高くていた平和条約などのために、諸都市から援助金を6回も徴収したのである。

1262年の王令は、ほとんど効力を持たなかった。市政役職者の交代の日として王が押しつけようとした10月29日という期日は、まれにしか守られなかった。聖王ルイの死亡から数年ののち、人々は会計報告を提出することをやめた。

【ノワイヨン】 ノワイヨンは、王および王家の理不尽な金銭要求によってもっとも重い負担を負わされた都市の一つであった。コミューンの借金は16000リーヴルにのぼってい

た。1278年、コミュンは全体集会を開き、借金支払措置の許可をフィリップ剛勇王（ル・アルディ、在位1270-85）に求めた。債務の消滅まで毎年6000リーヴルのタイコ税が徴収されることとなり、それは「王が任命する者」によって割り当てられることになった。しかし、高等法院が裁定を下したのは1291年になってからだった。高等法院は債権者が高利の貸し付けを行ったことを理由として、その者の部分的破産を命じ、調査ののち「不手際、悪意および欺瞞によって」コミュンに与えた損害について責任があるとされた市政官に厳しい処分を下した。すなわち、彼らの財産は、債権者のために没収されるとされたのである。この精算は、この都市を灰燼に帰した悲惨な火災によって遅れてしまい、1333年になっても、依然として完了しなかった。こういった代償を支払いながらノワイヨンはコミュンを維持した。ノワイヨンは1789年になってもなおコミュンを持っていた。それはともあれ、司教がこの危機的状況を利用して、この都市の問題に干渉し、とくに効力を失っていた古い権利を取り戻した。こうして、ノワイヨンはその自立性の一部を失い、ふたたび借金をし始めた。

【サンス】 現在われわれが知っている限りで、また、のちに検討するコルビー市の特殊な場合を除外すれば、サンス市は時期的にもっとも早くミューン証書を自発的に放棄した都市であると思われる。何人かの住民が王ルイ十世（在位1314-16）のもとに赴き、首長および誓約幹部の悪しき行政について訴え、コミュンの廃止を求めた。この都市の収入は少なかったうえ、この都市は、かつてフィリップ尊厳王（オーギュスト、在位1180-1223）に約束した「王への上納金」（don du roi）、および1147年にサン・ピエール・ル・ヴィフ大修道院長殺害に対する永久の罰として科せられた「大修道院長罰金」（amende l'abbé）を、毎年支払わなければならなかった。デュブレ・ザジエによって発見された会計報告の断片は、1259年に「この都市は上納金および罰金として1065リーヴル13スウ4ドニエを王に対して支払う義務を負っていた」ことをわれわれに示している。上納金は必要があると増加されることがあり、しばしば2000リーヴルに達した。フィリップ美王（在位1285-1314）の治世には、王の役人による過度の要求、裁判による罰金が非常に重いものになっていた。富裕な者たちはコミュンに参加するのをやめて、負担を拒否したほどであった。王ルイ十世の命令によって代官バイイが住民を召集し、住民はコミュンの廃止に同意した。しかし、少数ながらコミュン維持に賛成した者もいた。首長派であった。王の奉行（プレヴォ）が首長に取って代わり、都市の支配権を握った。若干の躊躇の

のち、高等法院は、1312年2月14日に、このコミューンの廃止を宣言した。

【シャンパーニュ連合】 つぎは1318年4月、ブルボンヌ、シャントメルルおよび隣接諸村のシャンパーニュ連合の番であった。これらの村民は、かなり昔に行われたコミューン設立のときから支払っていたトゥール硬貨で170リーヴルの年貢租をもはや負担しきれなくなっていた。連合は赤字であった。王はコミューンを廃止し、負債を帳消しにすることに同意した。そして王はその裁判権および収入源を取り戻し、そして、住民がコミューンを持つ前に享受していた免除権の状態に戻した。

【コンピエーニュ】 つぎの年(1319年)、コンピエーニュの住民は同様にコミューンの廃止を要求し、これは王フィリップ長身王(在位1316-22)によって同意された。彼らはサン=コルネイク大修道院との途絶えることのない紛争を抱えていたのだが、これに関して高等法院が彼らの都市に対して示した厳しい態度に明らかに疲れてしまったのだ。王は債務精算のための規則を定め、防備施設維持・共有財産の管理のための仕事を市民たちに委ねた。市民たちは、このために4名の担当者を選任しなければならなかった。

【ムーラン】 1320年、ムーランの住民は、エヴルー伯フィリップから彼らのコミューンおよびいっさいの負担の廃止、コミューンが抱えていた債務の帳消しを獲得した。というのは首長および参審人たちは「このコミューンの諸権利および特権を維持するため」彼らに「タイユ税・負担金・諸税を重く課し、不利益を与えて」いたからである。奉行(プレヴォ)の裁判所が、伯の代官(パイイ)への上訴権とともに、復活した。住民は自分たちの問題を討議するため集会をひらく完全な自由を持ち、そのことで「タクアム」(taqueham)すなわち陰謀のかどで起訴されることはなかったが、鐘は領主役人の命令によるのでなければ鳴らすことはできないとされた。

【サンリス】 サンリスのコミューン廃止の歴史は、几帳面なクラメルモンによって、詳細にわたって説明されている。クラメルモンは何年も続けてタイユ税を支払うことを怠った首長のことをわれわれに語っている。また彼は、支払わなかった金額を会計報告の借方に記入したり、実施した収金の金額を貸方に記入しなかったり、ということ慣習としていた都市の会計係のことをわれわれに語っている。親族や友人たちはそれを止めなかった。

これらの者たちは、自分自身がその職に就いたときには、自分たちが助けた公金私消者が共謀者となってくれることを当てにできたのである。旧首長や将来の首長が投機を行った、低い値で、自分のために落札させたりした。保護主義的措置によって、商業は麻痺させられた。裁判は非常に不公平に行われていたので、王の代官バイイや高等法院は、ほとんど毎年、これらの判決を破棄し、それを理由にして400から500リーヴルにのぼる罰金を宣告したほどであった。罰金を支払ったのは、この都市であって、不正を犯した市政役人ではなかった。同時に、この都市の人々は通常の支出、諸権利の買い取りのため、王やこの都市の以前の領主が要求する年払いの定期金、借金の巨額の利子、市庁舎に設定された終身定期金、際限のない訴訟の費用、破毀された判決についての罰金などをも支払わなければならなかった。通常収入は、ごくわずかの財源となるにすぎず、臨時タイク税を徴収しなければならなかった。しかし、その一部分しか都市の金庫には入らなかった。富裕な者たちは支払いを怠ったのである。そこで新たな借り入れが行われ、少しずつ都市は破産へと追い込まれていった。高等法院は、下層民の要求にこたえて、調査を命じた。高等法院の調査委員会は、「有力者と下層民の間に、大きく危険な対立」があること、「コミュンはこの都市のこの状態およびすべての公事にとって、無用かつ有害であること」、首長、参審人および誓約幹部の廃止が「かつて、この都市の支配機関を握り、市政において不正を犯した少数の者を除く」すべての住民によって望まれていること、を確認した。これにもとづいて、高等法院は1320年2月16日の決定によって、コミュンの廃止を宣告した。サンリスの人々は、希有の冷酷さで取り扱われた。王は、コミュンのすべての財産およびすべての収入を没収し、住民に対し借金の清算を含めて通常および臨時の支出を負担させ、費用負担の重い訴訟を継続させずらした。住民は、債務者を逮捕させる権利や、火災の際に鐘を鳴らす権利すら剥奪された。税に苦しんだ市民が、みずから投獄され、出獄のときには自己の財産を放棄してしまうこともあった。以上のような過酷な取り扱いが緩和されるには、数年が必要であった。

【ソワッソン】土地からの生産物によって生きている小農業都市ソワッソンには、富裕で抑圧的な都市貴族層は存在しなかった。その財政的破綻の原因は知られていない。おそらく、市政役人が無能であったのであり、また、王の役人によって科せられる罰金が予算を崩壊させるのに十分であったのだ。ともかく、1325年、住民は王に対して負担を負いきれなくなると訴えている。彼らはもはや「貧民や乞食と同様に」逃亡するしかないと

言った。11月1日、首長は奉行に手綱を委ねた。王権は、住民が彼らのコミューンを失っても、彼らの免除権を維持することを認めた。1411年、王シャルル六世（在位 1380-1422）は「余の都市ソワッソンの住民たちが持っていたコミューンは、余または余の父祖たちに対して何か背いたというわけでないが、彼らによって、返還された」と述べている。1341年、王フィリップ六世（在位 1328 - 50）は、自由主義的王令によって、ソワッソンの人々に首長1名、市政役人たる参審人4名、会計係1名、および代訴人1名（彼らは、彼らの管轄下の裁判もおこなう）を選ぶ権利、また、1342年には、毎週会議を開く権利を与えた。しかし、王の奉行は都市財政の監督権を握っていた。

【クレピー・アン・ヴァロワ】 われわれはクレピー・アン・ヴァロワにおいても、相争う敵対的の二大勢力など存在せず、ただ、借金で生きており、首が回らなくなったコミューン、「小さな貧しい住民集団」しかもはや残っていない都市、あまりに重すぎる税を支払ったり、あるいは、赤字解消策を見つげ出す責任を負ったりするよりは、むしろ、他所に住みたいと考えている富裕層を見るのみである。クレピーのコミューン証書は、大部分、サンリスのそれから写されたものであった。この二つの都市は隣接していたのである。しかし、サンリスとその不幸なコミューン清算の例は、クレピーの人々を勇気づけるものではなかった。彼らは、コミューンの廃止を求めるために、彼らの伯であるヴァロワ家のフィリップ（六世、在位 1328-50）がフランスの王座に上るのを待った。フィリップが即位したとき、彼らはただちにコミューン廃止を働きかけた。彼らは有利な条件を獲得すること、また、彼らの主要な免除権を維持することを期待していた。王の役人は、コミューンが王に対して負っていた407リーヴルの永久定期金の買い戻しを、彼らを相手に執拗に交渉した。この都市は譲歩してある金額を提示したが、王の役人はそれをこえる金額を要求し獲得した。ただ、恣意的行為および権限濫用からの保障が市民に与えられた。そして、彼らはこれで財政的苦労から解放されることになったとして、喜ばしいことだと考えた。王の奉行が債務の清算を担当し、市民のすべてに共通の支出を負担するよう義務づけた（1329年）。

【プロヴァン】 数年ののち、シャンパーニュ地方のコミューンのうち、もっとも活発で、もっとも広汎な諸特権を持ち、その諸特権を最大のエネルギーを持って守っていたプロヴァンのコミューンが消滅した。プロヴァンのコミューンは有名な定期市、その定期市に确实

な販路を見だしていたラシャ製造業を持っており、シャンパーニュの定期市の繁栄がづく限り、隆盛であった。それは、その郊外地区、すなわち周辺の8つの村落（このコミューンに属していた）も含めて、フランスでもっとも人口の多いコミューンに数えられていた。もし、われわれが後に述べる14世紀半ばの史料、すなわち、住民がそれに参加することに関心を抱いていたもっとも重要な住民の全体集会における投票者の名簿を参看すれば、プロヴァンの市壁のなかには5~6千人、および郊外地区には3~4千人がいたことは確かである。

フィリップ剛勇王（在位1270-85）およびフィリップ美王（在位1285-1314）の治世に、プロヴァンの商業の衰退が始まった。働く者たちは、不満を抱き、かつ、動揺した。彼らは、1279年、新たな課税が行われたときに蜂起した。彼らは権力の座にある富裕な市民を税負担の不公正な割当てのかどで告発したことは明らかである。首長ギョーム・パンテコストは殺され、何人もの誓約幹部たちの家が略奪された。フランス王室酒庫係（grand bouteiller）ジャン・ド・ブリエンヌが鎮圧の任務を与えられた。首謀者は絞首の刑に処せられ、重い罰金がこの都市に科せられた。ラシャ製造業者の組合だけで4000リーヴルを支払った。コミューンは廃止されたが、1281年になると再建された。14世紀に、プロヴァンは国庫からの新たな要求、王の役人による露骨な嫌がらせ、戦争、飢饉に苦しまなければならなかった。経済的・社会的危機は、1310、1324、1349年に、民衆暴動を引き起こした。1349年、サン=タクル修道院が群衆に蹂躪された。その正確な日付はわからないが、確かにこのときに、コミューンはふたたび廃止された。その廃止の原因は、明らかに、社会層間の憎悪、都市のますます増大する借金、そしてこの都市の特権を打破しようとする王の奉行の冷酷な執念であった。ロンニオンは、プロヴァンの「世話役」《prud'hommes》がこの事件の数年前に王に提出した不都合事のリストを公刊した。この史料に日付はない。しかし、明らかに、これは1320年にパリにもたらされた陳情書である。この都市の会計報告は、首長の旅行費用を記載しているが、この首長は、「プロヴァンの奉行であるミーレス・タサンおよびジャック・ド・ジョアがコミューンに対して与えた数々の被害」を王に訴えるため1320年2月26日に出発したのである。この奉行たちは、とくにプロヴァンの市政役人が裁判権を行使するのを許さないとし、貴族、教会人が市政役人による裁判所への召喚に応じることを妨げた。また、奉行らは都市裁判所がおかれている建物を三度にわたって、打ち壊した。奉行たちは、市民たちのパンについて、小麦が領主の粉ひき場でひかれておらず、領主のパン焼き窯で焼かれたものでないという口実で、市

民たちのパン櫃にあるパンを差し押さえさせた。奉行らは、弁の立つ下僚の1人を、この都市に派遣し、プロパガンダを行わせた。「人々は、何の価値もなくなったコミュニオンを手放し、奉行管理のもとに入るべきである」と。請願者たちは、書面の末尾につぎのように書いている。「陛下、奉行らが持ち、かつ、陛下が奉行らにお与えになったものを、もし奉行らから奪って下さるなら、この都市の世話役たちは、大いに驚き、大いに満足し、かつ、大いに恐れ入るであろうことを、まことに神に代わってお知り戴きたい」。

王は住民の大部分がコミュニオンの廃止を懇願するのを待ち、われわれが知らない事件ののち、王が住民に総会である決定を行うことを求める日がやってきた。ブルクロは、その議事録を発見した。2701人がこの評決に加わっている。156人の者 - そのうち140人がプロヴァンの者、16人がルウイリィ村の者 - は「首長および参審人の支配のもとに残りたい」と主張した。残りの者2545人 - そのうち1600人がプロヴァンの者、944人が村の者 - は、「首長および参審人の支配の外におかれ、王によってのみ統治されたい」と主張した。寡頭制支配は打破され、そして、コミュニオンは廃止された。1344年以降、もはや首長についての言及は見られず、また1356年の史料においては「プロヴァンに首長がいた時代」のことがほめかされているだけである。プロヴァンの歴史は、支配的市民層の利己主義と悪しき行政が、王の役人による圧迫の成功とコミュニオンの衰退に大いにあずかって力があつたことをはっきりと示している。

イギリス人および略奪団がやってきてフランスの土地を蹂躪したとき、いくつかの都市が悩まなければならなかったのは、単に悪しき行政、財政的逼迫、過重な租税にだけでなく、悲惨な災禍および人口減少もそうであった。ジャン善良王の治世(1350-64)およびシャルル五世の治世(1364-80)のはじめに、ヴェルマンドワ地方およびボーヴェジ地方などの繁栄した地方に貧困と人口減少が生じた。

【ラ・ヌーヴィル=ロワ】 ボーヴェ司教区にあるラ・ヌーヴィル=ロワの住民は、1370年に王のもとに赴き、サンリスの慣習にしたがって統治されている彼らのコミュニオンは、ヴェルマンドワの収税吏に毎年払い込む義務を負っている100リーヴルをもはや支払うことができなくなったと申し出た。戦争がこの都市を破壊し、この都市は(以前は)300戸あったにもかかわらず、いまや貧しい「働く者」の家30戸を数えるにすぎず、大部分の土地・家屋は放棄された。王はコミュニオンが廃止されること、住民は奉行によって管理され、彼らの貢納は免除されることを決定した。王はパリにある会計検査院の構成員に「当該住民

を、彼らが登簿されている会計検査院の帳簿から除きかつ除外する」ことを命じた。

【ロワ=アン=ヴェルマンドワ】 1373年1月、ロワ=アン=ヴェルマンドワは同じ運命をたどった。王はこの都市から、土地貢租（サンス）、諸収入、および「裁判およびエド税による大きな利益・収入」のほかに、コミューンの「承認または昔に行われていた容認」以来、パリ硬貨で111リーヴル10ソルの年払い定期金を得ていた。しかし、敵がこの都市を焼き払い、いまやこの都市はほとんど廃墟であった。王は住民の要求にこたえて、この都市を再建し、かつ、ふたたび人々で満たすために、「住民はもはやコミューンの権威、裁判権およびその他の権利を用いてはならず、奉行管区における余の臣民、つまりは単なる住民であるべきである」と宣言した。

以上、われわれが述べてきたすべての都市や村においては、住民の大多数はコミューンの廃止を望み、懇請していた。

【コルビー】 1310年にさかのぼるコルビーのコミューン廃止の事例は非常に複雑であり、住民たちは策略の犠牲となった。コルビーのコミューンは、1123年にルイ肥満王（在位1108-37）によって授けられた。あらゆる階層の住民が一致してそれ（コミューン）を求め、また、かの有名な大修道院の修道士たちは、都市を守るために住民たちがより強く組織化されることが必要で、そのことを彼らに許すのが良策だと見たのは明らかである。市民たちは、13世紀を通じて、相当広汎な諸特権、とりわけ上級裁判権を獲得した。これには都市から追放したり、死刑の判決を下したりする権限も含まれていたが、大修道院関係者は除かれていた。だが、大修道院長は「都市コルビーの領主殿」という地位を維持するのに心を傾け、王への奉仕の代償として伯領と諸侯領において「都市とそれに対する領主権、土地、草場、池、川、森、封地および陪臣封地、臣従関係、家来、領主地およびその他諸々のもの」を保有していた。王ルイ七世（在位1137-87）およびフィリップ尊厳王（在位1180-1223）の治世になると（後者によって証書が付与され、維持されたにもかかわらず）、紛争が絶えなくなった。王の特別委員たちと高等法院が介入し、証書の文言を補足したり、解釈したりしたが、解決しなかった。彼らの報告や判決文を読むと、絶え間ない訴訟沙汰、権利侵害、暴力沙汰がいかに多かったかを想像させてくれる。これらが修道士たちにも住民たちにも都市生活を耐え難いものにしていただけだ。争いは裁判や判決執行、逮捕、差し押さえ、市場・居酒屋の取り締まり、使用収益権、都市の防備施設、租税

などに関して、際限なく生じた。1225年、修道士たちは修道院の防備を強化しようとして、壕を掘った。市民たちはその壕を埋めた。1238年、市民たちは修道院所有のフィヨワに修道士たちが城館を建設するのに反対した。そして彼らは大修道院長に暴行を加え、教皇によって破門された。1255年、彼らは14人の者を先頭に立てて盟約団体を結成し、3年の間、差し迫った必要に充てるために、修道院長の許可なく9000リーヴルのタイコ税を徴収した。1277年と1307年に、また暴力沙汰が起きた。高等法院は、少なくともかなりの期間、公平に配慮したように思われる。高等法院は、しばしば都市に重い罰金を言い渡したが、他方で、聖職者たちに落ち度があるときには、修道士たちが受けた報復について損害賠償を求めても、認めようとはしなかったのである。

市民たちの敗北を引き起こしたのは財政的破綻であった。コミュニティの収入はごくわずかで、絶えず借金を余儀なくされていた。商品に対する課税については、修道士たちは、それは商人たちをこの都市から遠ざけ、したがって彼らの利益を減らすことになるという口実で、認めなかった。このことに対して、大修道院の代理人によって示された冷たい調子の措置は、修道士たちとコルビー住民たちが、相互に抱いていた敵意を生き生きと示している。この代理人が述べているところによると、市民たちは早急に救済されなければ、自分たちはまもなく乞食をしなければならなくなると言っていた。しかし、この代理人によると、そのようなことはない。彼らは、借金を通常の収入で十分に支払うことができるのだ。納税者たちは「金持ちで、余裕があり、物乞いに行ったり、彼らのコミュニティを解体したりしなくても、通常の方法で彼らのタイコ税を十分に払える状態にある。なぜなら、彼らは以前よりも豊かになったからである」。

住民たちは、コミュニティをその財産・裁判権とともに「王と王法のもとに」引き渡してもよいと考えた。彼らは1310年にそれを実行した。大修道院長はそれに介入しなかった。しかし、大修道院長は王に対してコミュニティの財産と諸権利とを王の財産にではなく大修道院の財産に編入してくれるよう懇願し、その代わりに王にはヴェリ村とラ・ロイェール村および総額6000リーヴルを差し出すと申し出た。そして最終的には、大修道院はコミュニティを廃止して安定した支配を実現することになるという意向であった。王は同意した。王は2人の特別委員を派遣した。この2人は修道士たちと住民を召集し、王が受諾した取引を知らせ、大修道院長に市門・防備施設・卒・塔の鍵を渡して、コミュニティを所有させた。特別委員たちは、その調書のなかでつぎのように語っている。「修道士たちは、ただちに、われわれの前にきて、彼らはコルビーにコミュニティが存続することなど望んでいない、彼

らとしてはそれを完全に、また、はっきりと廃止することを望んでいる、と抗議した」と。彼らは鐘の舌を取りはずさせ、塔はその後まもなく解体された。

住民たちは、彼らの借金の清算を担当するために派遣されてきた王の奉行に統治されることを望んでいたのだが、ふたたび修道士たちの支配下におかれることになった。彼らは弄ばれたのであり、まもなく彼らは彼らのお人好しさかげんが招いた結果を思い知った。大修道院長は、彼らを罰金で苦しめ、住民間の訴訟の裁判をこの都市の幹部たちに委ねることを拒んだ。そして大修道院長は借金清算のための租税徴収の許可を11年も引き延ばした。1356年、住民たちは蜂起し、みずから自分たちに対する課税を実行した。また、彼らは「この都市の特権や諸権利を維持するために」自分たちのなかから12人の者を選んだ。王は大修道院長の支配権を回復させた。2年後、大修道院長は、農民一揆の最中に、恐怖にかられてコルビーを捨てた。住民たちは「何らの団体も、コミューンも鐘も印璽も持っておらず、ばらばらの単なる個々人であるにすぎなかった」のであるが、自分たちを束ねるために1人の首長を選任し、都市の印璽を彫らせ、大修道院の土地に工作物を作るなどした。しかし、こうした解放の試みは6か月で挫折した。そして、住民たちは大修道院長に損害賠償金を支払うことを強いられた。

以上のように、彼らは2世紀もの古い歴史を持つ彼らの誓約団体を放棄した。しかし、そのすぐ後に今度は、彼らはそれを惜しみ、彼らの自立性を取り戻そうと試みた。彼らのコミューンの歴史およびコルビー修道院の修道士たちの最終的な勝利の歴史は、いくつかの都市において市民の社会と聖職者たちとの間にあった反感の、また、小都市の市民たちがその聖界領主と巧みに闘おうとして経験させられた困難さの、明瞭な例である。

【ラン】 ランは長期にわたる抵抗の末に、同様に敗北した。ランで、問題になったのは司教の支配権であった。13世紀末に市民と聖職者・貴族との間に激しい争いが発生した。1245年に、住民たちは鐘をならし市門を閉鎖した後に、司教座教会を襲撃した。激高した住民らから逃れるためにそこに避難していた1人の聖職者と貴族たちを住民たちはひきずり出し、貴族の1人にひどい残酷な暴行を加えたので、その者は死んだ。参審人・誓約幹部やその他のコミューン役人たちもその場にいたが、この暴力沙汰に対して何も言わなかった。調査の後に、王の裁判所はコミューンの廃止の決定を下した（その文言は前に引用した）。しかし、判決は実行されず、1297年にはコミューンは「その維持が王の意にかなう間のみ」（という条件で）再建された。混乱はつづき、司教と司教座聖堂参事会の

切望によって、1321年3月13日、高等法院は判決によって、ふたたびコミューンを廃止した。王シャルル四世（在位1322-28年）は、1322年7月の書状によって、教会と住民を脅かしている騒乱と危険を回避するために（と彼は言っているのだが）コミューンの永久の廃止を宣言し、この市民共同体の裁判権を王の奉行職に引き渡した。1328年、フィリップ六世（在位1328-50年）が即位すると、かつてのコミューン成員たちは、コミューンの確固とした永久の復活を求めた。司教はつぎのように抗議した。1322年の判決は「ランの母なる教会に対する非道な暴力」と「その教会の聖職者の人身に加えられた数々の重大な侵害行為」を理由として下されたものだ、と。他方で、多くの住民たちは「コミューンがあっても」何の役にも立たないと考えていた。王は決定されたことを取り消すことはできなかった。市民たちは、教会は損害賠償および罰金支払い、住民が参加した礼拝行進によって、十分に満足が与えられたはずだし、また「あの暴力行為に参加した者たちは皆、もう死んでしまっている」と反論した。王は、自分が欲するときはいつでも、都市にコミューンを設立する権利を持っているのだと答え、司教と司教座聖堂参事会に永久の沈黙を命じた。彼は、「しかるべき者たち」(bonnes personnes) を派遣して、コミューンが有益なものか、あるいは有害なものかを調査させると付け加えた。そこで、司教は強い手段に訴えた。彼は王フィリップ六世を仰々しい理屈で説き伏せ、王は「ランにおいてコミューンは決して設立されることはないものとする」と決定した。1332年から33年にかけての3月の書状によって、王はこの都市の行政機構を定め、ラン司教の諸権利を細部にわたって確定した。しかし、平和は容易には回復されなかった。市民たちは破門という制裁をこうむったが、ほとんど意に介さなかった。1363年、王太子シャルル（1364年からシャルル五世。80年まで在位）はヴェルマンドワ地方の代官バイイにこれら破門された者たち（「豊かな財産を持っている」）をして許しを乞わせるようと命じた。15世紀には、ランではコミューンはおもはや問題になってはいない。ランでは、コルビーにおけると同様、だが少しのちに、教会はコミューンに打ち勝ったのであった。

【トゥールネ】 トゥールネはずっと有利な条件の下におかれていた。この都市のコミューンは、組織を持っており、数々の嵐にもまれたが、地理的な位置と王権との結びつきによって、14、5世紀にしだいに政治的重要性を増して、それを大きなよりどころとしていたのである。トゥールネの人々が経験させられたコミューン廃止は、一時的なものでしかなかった。歴代の王たちがつねに強調していたのは、「王国の国境にあり、神聖ローマ帝国に対

峙しているこの都市の位置」と「フランス王冠につねに忠実で誠実な」住民たちの「多大の、顕著な、そして余の意にかなった奉仕」を王たちがどれだけ重視しているか、ということであった。この都市は「王国のもっとも有力な都市の一つ」であり、古くから非常に立派な建物が建ち並んで、美しく築き上げられていて、住民たちは豊かで快適に暮らしていた。」われわれは彼らの諸特権が例外的に広汎なものであったことをすでに述べた。14世紀および15世紀の王たちは、そのことを具体的に、トゥールネの市政役人たちつまり歴代の首長、誓約幹部、参審人や監査人たちは「立派に団体、法、そしてコミューンを基礎としていた」こと、市街地内とその郊外地区において「上級・中級・下級のすべての裁判権と領主権、および当該市街地と郊外地区のこれら裁判権や財産権からのあらゆる利益・収入を持っていたこと、そして、高等法院の法廷の管轄下にあり、中間に介在する法廷を持たず、高等法院の至上権に服していたので」高等法院以外には上訴されることはないことなどといった点を強調している。トゥールネの人々は、繰り返し諸特権を濫用しようとしたので、その当初から王はトゥールネの教会を守るために干渉を余儀なくされた。他方において、市政役職は毎年交代制であったにもかかわらず、それらは市民の特権階層の手に握られていた。王の護衛兵に対する乱暴・狼藉の結果、1332年7月3日に高等法院によって下された判決はトゥールネの人々から「団体、参審人制、鐘、コミューン」を永久に剥奪した。しかし、1年弱ののち、つまり1333年5月に住民たちの強い要求によって（彼らは古くからコミューンの形で統治されており、つねに忠実な臣下でもあったのだ）、王フィリップ六世（在位1328-50）は彼らにふたたびコミューンを与えた。1340年8月、王フィリップ六世は以前の決定を確認し、市政役人の諸権限を明確にした。10月13日に司教と聖堂参事会に対して与えられた内容の乏しい書状は、聖職者たちがどういった懸念を抱いていたかを示している。この都市がエドワード三世（在位1327-77）に攻囲されたときの、その頑強な防御ぶりはこの都市を有利な立場においた。

王シャルル五世の統治期間（1364-88）中、この都市の特権階層による支配は、一般民衆にふたたび不満を抱かせた。王は「中層・下層市民間の深刻な対立や反目」は都市を「荒廃・破滅への道」に陥れるものであり、これらの市民たちが団体やコミューンを持っている限りうまく意見を一致させることはできないだろうと判断した。他方で、王は王国の多くの都市は王の役人によって支配されていて、そのことがそれらにとってより大きな利点となっていて、内部対立による混乱も生じていないと考え、王はトゥールネの市民たちがもはや団体もコミューンも持つべきではないこと、自分たちで統治を行ってはならず、

トゥールネにおいていかなる領主権も持つてはならないと決定した。

1370年、住民たちは自分たちの願望は平和であると主張しつつ、彼らの諸特権の回復を懇願した。王シャルル五世（在位1364-80）は、調査ののち、諸特権を彼らに返した（1371年2月）。王はその書状において、住民たちから諸特権を取り上げたのは彼らを試そうという意図だったのであり、住民たちが一致を取り戻したことがわかったら、すぐに彼らに彼らの法、地位そしてコミューンを返してやるつもりであった、と述べている。それにもかかわらず、この都市の諸特権は削減された。全裁判権と上級・下級の領主権を含めたコミューンの諸権利すべてを回復するためにトゥールネの人々は王シャルル六世に、1383年、彼の即位式のために総額6000フランを支払ったうえに、さらに別に12000フランを支払い、また、毎年トゥール硬貨で6000リーヴルの援助金を差し出す約束をした。それらと引き替えに、トゥールネの法は、もはや変更されることはないと言われ、慣習法は確認された。王の代官パイイがトゥールネにおかれ、この都市はそれまでのように代官区ヴェルマンドワに属することになった。

トゥールネのコミューンは存続し、フランス王がブルジュの王（のちシャルル七世。1422-61）にすぎなかったときですら、フランス国王に忠実でありつづけた。

【サン=カンタン】 サン=カンタンはトゥールネと類似の運命をたどり、主としてその戦略上の位置から王によって寛大な扱いを受けた。王はフランスの防衛のためにこの市民たちを必要としていた。われわれはすでにずっと前のページで、住民たちが12世紀にいかなる状況において、また、どれほど不屈の粘り強さでもって彼らの自立を勝ち得たかを見た。13世紀には、フィリップ尊厳王の証書が彼らの諸特権を制限したにもかかわらず、領主権に由来する古い参審人制と都市裁判所の融合から生じた裁判権は、市政役人たちの手中にあった。高級裁判権はフィリップ尊厳王が自ら握っていたが、王の代官パイイと奉行は市政の誓約幹部による権限の蚕食を阻止できなかった。参審人たちが誓約幹部らの側についていたのである。聖堂参事会と大修道院が暴力的攻撃にさらされた。1213年、首長ロベール・ネ・ド・シャは聖堂参事会に対する暴動を指揮したかどで王によって追放された。1240年の蜂起は激しいものだったがにちがいない。というのは、この都市は1万リーヴルの罰金を支払わなければならなかったからである。だが、コミューンにとって状況が危機的になったのは、フィリップ美王の治世（1285-1314）になって、王による兵士と貨幣の徴用が住民を激昂させたときであった。1293年、この都市は王の城主を鉄鎖につな

いだかどで、2000 リーヴルの罰金を科せられた。2年後、ある課税が暴動を引き起こした。1299年、この都市はランス大司教と激しい争いに突入した。1311年、サン=カンタン・アン・リール大修道院が襲撃された。王の役人たちがコミューンの廃止を求める機会をねらっていたのはこのときからである。代官バイイの裁判所に対する侵害行為が彼らにその機会を提供した。高等法院は1317年12月23日の判決で、コミューンを停止処分にした。そのとき、一部の市民はこの都市を去り、街路や防備施設の維持補修は放棄された。王シャルル四世（在位1322-28）は都市の状況は「もっと悪化し、衰退する可能性がある」と考え、トゥール硬貨で6000リーヴルの「罰金」を取り立てただけで、コミューンを再建した。

百年戦争が始まったとき、この都市は繁栄し、財政状態も良好であった。王フィリップ六世（在位1328-50年）は、明らかに政治的理由と市民層に配慮するという個人的傾向（そのように思われる）から、この都市に好意を示した。1346年、彼はサン=カンタンの人々に、裁判上の諸権利を享受することを公式に認めた。それらの諸権利は、サン=カンタンの人々が自分たちのものだとして主張しており、代官バイイと奉行たちがその承認を拒んでいたものである。だが、ジャン善良王の治世（1350-64年）になるや、衰退が始まり、もはや止まらなかった。1352年、王の代訟官は高等法院に王フィリップ六世の書状の撤回を要求した。彼は市民たちがフィリップ尊厳王の証書の誤った解釈を王に示して、王を欺いたのだと非難している。高等法院は、代訟官の主張を正当とみなして、1346年の書状を無効とし、首長と誓約幹部に、書状を代訟官に引き渡すよう命じた。高等法院は、首長・誓約幹部らの諸権利を、細部にわたって定めた。最後に、高等法院はこの都市にトゥール硬貨で10000リーヴルの罰金の支払いを言い渡した。ヴェルマンドワ地方は百年戦争によって荒廃し、サン=カンタンはそのような高額な罰金を支払うことはできなかった。罰金は半額に削減されなければならなかった。しかし、その後は王の役人たちの恣意や徴税請負奉行の貪欲さに委ねられてしまい、フィリップ善良王治世末期の逆境はすでに気概を失っていた住民たちを打ちのめしてしまったのである。

【アブヴィル】 14世紀に、フランスのあるコミューンがイギリス王の領主権の下に入った。そのコミューンは、「自分たちはイギリス王の上級宗主であるフランス王の保護のもとにあるのだ」と主張することで、コミューンの自立性を守ることが容易になるにちがいないと思われた。後期プランタジネット家が婚姻によってポンテュ伯になったとき、アブ

ヴィルの人々が期待したのはまさにこのことであった。しかし、彼らのコミューンはそのことで危うく致命傷を被るところであった。コミューンは、何度も活動を停止された。1307年、首長と2人の参審人は、市政役人の一部と住民の一部から公金横領の罪で告発された。伯の名において活動していた代官セネシャルは、参審人職とコミューンを手中におさめ、この都市に行政を行うために1人の市政官を任命した。解任された首長と参審人たちは、フランス王の保護のもとに身を憩った。この事件は数年間つづいたが、それについて十分な情報はない。しかし一枚の興味深い史料が、まさにこの事件に関係している。そこでは、首長と参審人を一方として、代官パイイと最近任命された市政官を他方として両者の間の対話が記録されている。この対話に、ピカルディ地方のわれわれの市民たちが示したたかな頑固さと狡猾な大胆さが生き生きと示されている。そのとき解任された役人たちは、なおアブヴィルの行政を続けていた。代官パイイは彼らに市門の鍵と市の書類を引き渡し、今後は全面的に市政官に従うように命じた。この市政官は自分の任命書を読み上げさせたのち、彼らにつぎのように語った。

「諸子よ！ …諸子らに対してなされた禁止と停職にもかかわらず、諸子らは行政を行ってきたし、この都市の裁判権をいまだ行使している。それゆえに本官は諸子らに、諸子らが働いた悪行を償うまでは塔に投獄されることを命じる。」

すると、彼らは尋ねる。「それはいつですか。夕食の前ですか。後ですか。」

すると市政官は答える。「本官は諸子らに、いま、即刻、そのようにすることを命じているのだ。」

すると彼らは答える。「我らは、我らがしなければならないことをよく承知しております。」

すると市政官はこう語る。「諸子らがすべきことをするというなら本官の命令に従うはずだ。」

すると彼らは繰り返して言い続ける。「我らは、我らがしなければならないことをちゃんとやるであろう。」

(彼らは) 他のことをしたり答えたりしようとはしなかった。そこで、代官パイイと市政官は、自ら首長であり参審人であると称するものたちを、15日後に再度召喚することとした。

1326年 - 1327年に、市政官と住民たちは、貴族も一般市民も、イギリス王妃である女伯イザベルとその息子エドワードに服従することを拒否した。そして彼らはイザベルとエドワードに逆らって不法な団体を結成し、また、許可なしに租税を徴収し、それを横領したなどのかどで告発された。コミューンは停止された。首長と参審人たちはパリの高等法

院に上訴、コミューンの全体集会を召集して、女伯とその役人たちに服従することを住民たちに禁じた。最終的にはアブヴィルの人々は屈服を余儀なくされた。彼らはイギリスによる支配を一時的に弱らせただけの政治的危機をあまりにも当てにしすぎたのである。

【その他の例】 以上、われわれが考察してきた諸事例において、コミューンが14世紀に停止をこうむったのは、王による課税によって誘発された反乱の結果、あるいは、王の役人や教会との争い、あるいは内部的紛争の結果であった。コミューンは、代価を払って復活をかちとったか、あるいはむしろ、コミューンは王への忠実さや諸奉仕を示すことで成功したのだった。ファレーズ、ペロンヌについては、われわれはコミューン停止の原因を詳らかにできない。フィリップ美王の治世(1285-1314)に、ファレーズのコミューンは「首長や市民たちが犯した数々の暴力沙汰や罪を理由として」剥奪され、ついでトゥール硬貨で1400ソルを支払って再建された。王シャルル五世の治世(1364-80)に、ペロンヌの人々はオルレアン大公とウ伯がペロンヌに入市するのを拒み、彼らへの随行を拒否した。これは明らかにペロンヌをイギリス人の手に引き渡たそうという策略を恐れたからだった。コミューンは「剥奪され打ち壊された」が、1369年1月28日、コミューンは彼らに返還された。

また、都市の制度が上層市民にあまりにも大きな権限を与えている場合、それを改革しようという意図で、都市領主がコミューン役職者の活動を停止させたこともある。たとえば、1305年、サン=トメールでは、富裕な諸家系が市政上の職を独占し、そこから利益を得ていたが、そのエゴイズムに「一般市民」が激しく怒りの声をあげたので、エスダンの代官バイイが仲裁に入らなければならなかった。そして、両当事者たちはアルトワ女伯に改革の措置を委ねることで一致を見た。彼女はこの都市の行政を引き受け、暫定的に参審人を指名した。1306年5月23日の法令によって、選挙方法が変更され、役職の独占に対して予防措置が講じられた。だが、被選挙資格の条件を定めた規則によって参審人職はトゥール硬貨で少なくとも500リーヴルの財産を持つ「もっとも忠実で賢明な市民」に限定されていた。まもなく紛争が再燃した。そして騎士たちがアラスの市民軍を支持基盤にして、秩序を再建しなければならなかった。8月に、新たな反乱が生じ、新たな武力介入を招いた。罰金を支払いかつ人質を引き渡して、平和が回復された。女伯は「この都市の状態を改革し、不適切になされた事柄をただし、修正する」権利を、自分自身とその後継者に留保した。だが、コミューンは廃止されなかった。

同様に、1319年バボームにおいて、女伯マオは、首長の選挙と前首長の支出報告に対する「この都市の大多数の一般市民」の抗議をきき入れた。この前首長は都市の財政を旅行で浪費していたのである。調査の結果をまって、彼女は事件（の解決）を4人の市政官に委ねた。1372年、首長と参審人の公金横領に対して告訴がなされ、また、有力者たち自身は相互の憎悪で分裂しているのを見て、女伯マルグリットは、行政を改革し、誓約幹部の数を削減した。彼女は、明らかにこの期間、この都市の支配権を握ったのである。

だが、アルトワ地方における領主介入のうちでもっとも重大でもっとも特色ある事件は、アラスの騒動であり、伯たちが参審人職の特権的体制に対して押しつけた後見であった。そしてこの体制の策略と暴政については、われわれはすでに前に詳述した。1285年、アルトワ伯ロベール二世のシシリー島滞在中に、アラスの人々は反乱をおこし、参審人たちは危うく虐殺されるどころだった。伯の帰国を待って行われた裁判は、大規模な不正を暴いた。1302年、マオがロベール二世の後を継いだその年に、24人の市民からなる委員会が、参審人による行政を監視するために設立された。そして、この委員会はその仕事に真剣に取り組んだ。アラスのもっとも有力な資産家マチュ・ランスティエと最近この都市に居をかまえた冒険家ジャン・ポーバリジの行状に関して1305年に行われた調査は、われわれにアラスの住民がこの2人の人物の横暴無法ぶりに脅かされていたことを示している。たとえば、マチュ・ランスティエは、都市から架空の人物に対して支払うように設定された終身年金を懐に入れたり、人殺しに無罪を保障したりしたのだ。われわれは1305年の裁判の結末を知らない。ともあれ、この都市の財政は立て直された。だが、われわれは、24人委員会の熱心さにもかかわらず、支配的市民層に対する民衆の憎悪は消えなかったこと、そして、ジャン善良王の治世には、その支配層は一過性の嵐のなかで、もう少しで一掃されるどころだったこと、を見るだろう。 (つづく)

(たかはし きよのり 専修大学法学部教授)